
石油危機と中東外交の「転換」

池田 明史

Ikeda Akifumi

はじめに

「石油危機以降20年の歴史は、方向性を喪失し、いつの間にか不安定と危機に陥ってしまった世界のそれである」とは、著名な歴史家エリック・ホブズバウムが1994年に述懐した言葉である⁽¹⁾。この表現に典型的に示されるように、1973年10月の石油危機⁽²⁾は、広く戦後世界をそれ以前と以後とに画期する分水嶺とみなされる出来事であった。危機の出来当時においてそれは、1930年代の世界大恐慌の引き金を引いた1929年のニューヨーク株式市場の大暴落にも擬せられた⁽³⁾。その衝撃は10年以上を経ても和らぐことなく、「経済復興と繁栄、そして西側の団結」をもたらしたいわゆるブレトン＝ウッズ体制から、「スタグフレーションと自信喪失、さらに混乱」の時代への変遷の転換点⁽⁴⁾として、長く人々の記憶にとどまるものとなった。日本においても、危機の結果として1950年代以降の高度経済成長の終焉、狂乱物価、国際収支の急激な悪化などがもたらされて自信喪失と混乱の極みを経験することになった。石油危機はまた、日本がエネルギー安全保障を目指してなりふり構わぬ「油乞い」外交を推し進める契機となり、その意味でも時代の転換点となったとの見方が広く人口に膾炙^{かいしや}している。

本稿の目的は、石油危機を当時の歴史的位相のなかで俯瞰したのちに、それが与えた心理的な衝撃の由来について考察し、危機が日本の対中東認識に転機をもたらしたものの、政策そのものの転換にはなお20年近くの時間を要した経緯をみていこうとするところにある。

1 前 史

1929年の事件がそうであったように、1973年の石油危機もまた、当時の国際関係が内包していた問題の噴出であり顕在化であって、問題それ自体は危機が叫ばれるはるか以前から伏在していたことがわかっている。すなわち、主要産油国が当時の石油需給構造を支配していた多国籍石油資本（メジャーズ）に対抗して、原油の価格水準および生産量の決定に発言力をもとうとしていた動きは、1950年代から活発化し、1960年には石油輸出国機構（OPEC）の結成というかたちで結実していた。後にOPECとは別組織として1968年に結成されたアラブ石油輸出国機構（OAPEC）は、1968年に石油政策でOPECと共同歩調をとる旨の声明を發し、1971年にはペルシャ湾岸産油諸国がメジャーズとテヘラン協定を締結して「団体交渉」による初の油価引き上げを実現した。その後、1972年には通貨調整によるドル購買力の低下を補填するための油価引き上げが合意され（第1次ジュネーブ協定）、それは危機直前の1973年

6月に改訂されている（第2次ジュネーブ協定）。

また、産油諸国のなかでも大きな勢力を誇るアラブ世界が、1948年にそのただなかに建国されたイスラエルの生存権を否認し、断続的に交戦を続けていたのも周知の事実であった。とりわけアラブ側は1967年の第3次中東戦争では屈辱的な大敗北を喫し、いわゆる「三つのノー」（イスラエルと講和せず、交渉せず、同国を承認しない）を掲げて雪辱を期していた⁽⁵⁾。そうしたなかで、イスラエルと直接対峙する「前線諸国家」の背後に位置し、従来は軍備財源や戦費負担などで一定の役割を果たしてきたサウジアラビアやクウェートなどのアラビア半島大産油諸国が、1973年春以降、石油を政治的ないし戦略的な武器（圧力手段）として使用する可能性を示唆し始めていた⁽⁶⁾。

こうした伏線的な潮流に対して、主要消費国側もまったく無警戒であったわけではなかった。1973年6月、パリで開催された経済協力開発機構（OECD）石油委員会は、緊急事態によって石油の供給が妨げられた場合、加盟国は輸入可能量について相互に割り当てを行ない、供給危機に対処するための枠組み「緊急割当制度」の創設を決めている。そこには、技術的、商業的、ないし政治的理由によって原油の供給中断の可能性が増大しているとの認識が存在していた⁽⁷⁾。1972年のイラク石油国有化に刺激された産油諸国の資源ナショナリズムの高揚や、翌1973年2月のイスラエル空軍機によるリビア民間航空機撃墜事件⁽⁸⁾などを契機として中東紛争再燃の懸念も取り沙汰されていたからである。日本においても、1973年7月には通商産業省に資源エネルギー庁が設置され、同年9月には「日本のエネルギー問題」と題する通産省報告（いわゆる「エネルギー白書」）が出されるなど、エネルギー供給不安に対する具体的な動きがみられたのは事実である。

ただし、消費国側の警戒は、どこまでも一般的・抽象的な懸念の域を出ず、「決定的な瞬間」の切迫性を嗅ぎとった結果ではなかった。「石油は帝国主義とシオニズムとに対する闘争の武器である」といった勇ましい主張は、リビアのカダフィ元首その他の好戦派の矯激なスローガンとみなされ、少なくとも1973年初頭まではアラブ世界の大勢からは消費国を不必要に敵視する危険思想として忌避されてきた経緯があったからである。石油の開発・生産・販売の全領域におけるメジャーズの優位は動かず、資源ナショナリズムに突き動かされているにせよ、産油国はメジャーズ主導の下に漸進的な条件闘争を繰り広げる以外に方途はないと考えられていた。とりわけ日本においては、戦争による原油の供給途絶は主として油田や輸送路の安全確保の問題として考えられており、石油が政治的・戦略的意図に基づく供給操作の対象になるとはほとんど想定されていなかった。資源エネルギー庁の開設も、通産省の公益事業庁と鉱山石炭局を合体させる20年ぶりの機構改革として実施されたものであり、時期が石油危機の直前に重なったのはまったくの偶然と言っていい。

2 「懸念」の内実

実際、前掲「エネルギー白書」においても、エネルギー供給危機の可能性を指摘し、その震源地が「中近東諸国」であろうと予測はしているものの、その要因をほぼ資源ナショナリズムによる開発需要の増大と米国など大消費国の需要拡大という世界規模での需要増に求め

ており、国際政治における戦略手段として石油が使われることに対する懸念や警戒は一切みられない。むしろ論調の力点は、環境問題の解決と国民の福祉増進のためのエネルギー有効活用の展望といったところにおかれ、詰まるところ「節度ある国民生活」の説諭に終始している観は否めない。「この変動する世界情勢のなかにあって、いかに国際協調の実をあげ石油をはじめとするエネルギー資源の安定供給を進めるか」を課題として掲げながら、そこで主たる情勢変動の軸とみなされているのは既述のようにどこまでも経済的なエネルギー需給の構造変化なのであって、国際政治の具体的な動向などではない。「原油過剰時代の受け身の対応はもはや許され」ず、原油安定供給を担保するためには「全世界的な場における積極的かつ多面的な活動が必要であり、アクティブな形での国際協調が求められている」との文言は、要するに八方美人の善隣友好外交を心掛けるという以上の意味をもたず、何をもって「受け身」から「アクティブな形での国際協調」を模索する姿勢に転換しようというのかがまるで不明である⁹⁾。結局、この文書を含めて当時の日本のエネルギー問題への認識は、1972年のいわゆるローマクラブ報告「成長の限界」などによって漠然とした不安を煽られ、石油についても供給不安や供給不足の可能性を論理的には理解しながらも、具体的にイメージすることができないでいた。この時期まで、低廉かつ豊富な石油の供給が、メジャーズによって保証されているという「神話」が信じられていたからである。「受け身」であろうが、「アクティブ」であろうが、そこで目指される国際協調とは、すなわちメジャーズが十全に機能することのできる国際秩序を維持し発展させることを意味していた。

3 危機の勃発と展開

それだけに、1973年10月6日の第4次中東戦争勃発を契機とした石油危機の出来は、日本にとっては官民ともに「寝耳に水」の事態となった。人々は驚愕し、政府は茫然自失の態を隠せなかった¹⁰⁾。もとより、戦争の勃発自体でそうなったのではない。1967年の第3次中東戦争がそうであったように、パレスチナ問題をめぐるアラブ諸国とイスラエルとの間の軋轢が頻繁な武力衝突に繋がってきたのは周知の事実であった。しかも1960年代以降はそのほとんどが短期戦で終始していたために、石油需給が逼迫する懸念があったとしても、それは戦争が長期化・泥沼化しさえしなければ回避されるといった楽観に日本政府は支配されていたと言っている¹¹⁾。したがって、開戦後10日を経た10月16日にOAPEC加盟10カ国が、原油公示価格を実質1.4倍に値上げし、さらに翌17日には米国をはじめとするイスラエル支持諸国に対して石油輸出を禁止するとの内容のいわゆる「石油戦略」が発動された際に、日本の政・官・財各界の受けた衝撃にはきわめて深刻なものがあつた。戦争においてアラブ諸国が主要輸入国を「反アラブ」「非友好」「親アラブ(友好)」の3つのカテゴリーに類別して、米国やオランダなど反アラブに類別された諸国には全面禁輸で恫喝し、日本や西ドイツなど非友好とされた諸国に対しては、それぞれの中東政策の転換を迫ったからである。同時に示された「イスラエルが第3次中東戦争で占領した地域から撤退しない限り」前月比5%の割合で毎月原油生産量を削減していくとの戦略方針によって、自動的な減産見通しと政治的な輸出差別とが組み合わされ、その結果として日本を含む西側先進諸国はわれ先にとOAPECと個別の交

渉・説得にと^{はし}奔り、制裁解除を働きかけた⁽¹²⁾。

当時の第2次田中角栄内閣も、11月22日にアラブ支持を鮮明にしたいいわゆる二階堂談話⁽¹³⁾を発表し、また他の西側諸国に倣って三木武夫副総理、小坂善太郎元外相を団長とする2つの使節団をサウジアラビア、エジプト、アルジェリアに派遣した。とりわけ三木使節団のサウジアラビア訪問の効果は大きく、これらの懸命な努力の結果、12月25日 OAPEC 閣僚会議は日本を「友好」類型に含めて石油供給量を開戦前の9月水準にまで戻すと発表した。これで供給量は辛うじて担保されることとなったが、時を同じくして開催された OPEC のペルシヤ湾岸産油国6カ国会合で10月16日会合に続いて2度目の原油公示価格の大幅引き上げが行なわれ、結局バレル当たりの原油価格は戦争前の4倍に跳ね上がることとなった。ここに石油危機は、「(供給制限で) 無いから買えない」状態から「(高価格で) 有っても買えない」状態に、すなわち量の問題から価格の問題に移行することになった。

第4次中東戦争それ自体は、10月22日にエジプト・イスラエル両国が国際連合安全保障理事会決議を受諾して収束に向かい、また OAPEC の禁輸政策も冬の需要期を過ぎると実効性を失い始めたため、1974年3月18日には全面的に解除されることになった。しかし OPEC によって引き上げられた価格はそのまま維持され、消費各国は石油価格急騰によるインフレの昂進に直面したのである。日本においても、1973年11月14日には首相を本部長とする「緊急石油対策本部」が設置され、同16日には「石油緊急対策要綱」が閣議決定されて総需要抑制と物価対策の強化がはかられた。さらに、それらの行政指導に限界をみるや、政府は「石油需給適正化法」と「国民生活安定緊急措置法」のいわゆる石油二法の策定にかかり、両法は同年12月21日に成立し翌22日より施行された。石油の主要消費国である西側先進諸国においては、多かれ少なかれ同様の総需要抑制策がとられ、石油消費は抑制される方向に向かった。当時の OPEC 生産総量は3120万バレル/日 (b/d)、このうちアラブの石油生産は1973年10月前半の2080万 b/d から禁輸の最も厳しかった同年12月には1580万 b/d へと500万 b/d の減産を記録している⁽¹⁴⁾。しかし、西側全体の消費量は4760万 b/d だったので、石油戦略の発動によって市場から失われた原油はほぼ一割強に過ぎなかった。現実には、日本に入ってくる石油の量は、前年同期比で必ずしも落ち込みをみせていたわけではなかったのである⁽¹⁵⁾。

4 危機の収拾

このようにみれば、石油危機がなぜ危機になったかということを説明する最大の要因は、詰まるところ石油が中東戦争の一方の当事国側によって政治戦略上の武器として活用されるという想定外の事態に「不意を衝かれた」主要消費諸国が心理的な恐慌状態に陥ったところに求められよう。さもないれば、冷戦という大きな対立構造のさなかに、西側同盟国同士が後先を考えずに他を出し抜こうとする石油獲得合戦に狂奔するといった事態は避けられたかもしれない⁽¹⁶⁾。その意味では、石油危機当時の社会不安や混乱を象徴的に物語るとされてきたいわゆるトイレットペーパー騒動などは、危機の顛末が実需の動向によって惹起されたというよりは多分に心理的虚像に依拠していたという、この事態の本質を衝いた余話と考えることもできよう。

いずれにせよ、「不意を衝かれた」ことが危機を招いたのであれば、これに対する予防策もおのずから定まってくる。国際的には、1974年2月のワシントン・エネルギー会議を経て日本を含む先進12カ国が国際エネルギー機関（IEA）を設立し、いったん緩急ある際の消費国間での需給調整がはかられることとなった。加えてIEAは、加盟各国に石油備蓄の強化、石油火力発電の新設規制を求め、あるいは緊急時の加盟国間の石油融通制度の新設・強化といった対策を講じていった。日本もまた、1975年12月に石油備蓄法を制定して「不意の事態」に備える態勢をとった。このほか、非OPEC原油など石油供給先の多様化や、代替エネルギー開発、省エネルギー技術の研究開発などによってOPEC原油への依存度が一定程度相対化されたこともあって、1980年代から1990年代前半にかけて世界的な石油需給の潮流が、いわゆる石油ダブつき（Oil Glut）状態へと推移していったのは、われわれの記憶になお新しい。何よりもOPEC諸国は、資源ナショナリズムの高揚と、中東問題にこだわる被害者意識に支えられた微視的・短期的な戦略的利得を求めて危機を創出した。そのことによって顧客である先進諸国に物価の狂乱など世界的な経済不況をもたらし、それがブーメラン効果となって自らに戻ってきたのである。

5 転機か転換か

ところで、当然ながら石油危機は日本外交にとって大きな転機となった。国内石油資源が皆無に等しいため、主要エネルギー源が石炭から石油に転換されるのとほぼ同時に始まった日本の高度経済成長を支えたのは、全面的に輸入に依存する石油であった。既述のように、危機の出来まで日本にとって石油の輸入元はメジャーズにほかならず、そのメジャーズは大半が米国に本拠を置く多国籍企業であった⁽¹⁷⁾。そして米国は、OAPECによる全面禁輸制裁の最大のターゲットだったのである。その米国は日本に対してイスラエル支持を迫る一方、石油供給の保証を求める田中首相らの懇請に対しては沈黙を守った⁽¹⁸⁾。ここに日本は、大きく言えばサンフランシスコ講和条約発効後一貫して歩んできた対米追随路線から脱却して、独自の対応をとることを余儀なくされたことになる。つまり石油危機は、日米安全保障条約という安全網の下に、軽武装・経済成長を基軸に据えたいわゆる吉田ドクトリンが、米国との協調を核とするすぐれて政治的な要請と、成長維持のためのエネルギー安定供給を不可欠とする経済的な要請との間に「股裂き状態」を創り出したかのように思われた⁽¹⁹⁾。西側の盟主であり、国際政治上で日本のいわば庇護者として振る舞ってきた米国が、「降って湧いた」石油危機においては日本へのエネルギー供給の安全や安定を提供してくれるわけではないという事実が確認されたからである。

二階堂談話や三木使節団派遣によるいわゆる「油乞い外交」の印象が強く残っているためか、日本外交は石油危機を境に急速に親アラブへと路線転換が進んだとの所説はなお根強い⁽²⁰⁾。しかしそれは大きな誤解と言うべきである。何よりも、パレスチナ問題に関しては、日本は石油危機以前から必ずしも米国追随の姿勢に終始していたわけではなかった。むしろ、関連する国連決議への投票行動などから分析する限り、米国はもとより英仏独などの欧州主要諸国と比較しても、より中立的、すなわち親アラブのとみなされてよかった⁽²¹⁾。典型的には、

1967年の第3次中東戦争直後にその戦後処理をめぐる国連安保理が紛糾した際、日本は苦悶しながらも米国案ではなくアラブ側の求める非同盟案を支持した事例がある。結果的にはそのいずれでもない英国案が採択されて歴史的な国連安保理決議242号が成立し、日米の対立が顕在化することは避けられた。もとより、この場合でも本当に両国の対立が決定的になる前に日本が軌道修正して棄権に回るなどの展開はありえたらう。しかし、日本が直接その権益を脅かされる事態や地域でなければ、対米追従が自明であったわけではないことをこの事例はよく示しているように思える。パレスチナ問題は、当時の日本にとっては「気の毒な他人事」であって、同時代のビアフラ内戦やアイルランド問題などと並んで、いわば傍観者として接していればよかった。

逆に言えば、冷戦構造のただなかにあって「日本が直接その権益を脅かされる事態や地域」として想定されていたシナリオ²³では、日本は米国の庇護を受けその方針に追随することが当然視されていた。石油危機が出来し、日本の権益が原油供給の遮断という思わぬかたちで直接脅かされるに至って、日本外交は自明としていた危機における米国の庇護とそれへの追従という既定路線を、一時的にもせよ見直す必要に迫られた。二階堂談話や三木使節団の言動は、日本の路線転換を画するものというよりは、日本が陥った隘路から当面とにかく這い出そうとした懸命の努力の現われであった。実際に、これらの努力が奏功して、日本は部分的な禁輸対象に指定されてから2ヵ月強で「友好」類型に移動され、制裁は解除されて少なくとも石油の供給量は旧に復した。これによって、政治的要請（対米協調）と経済的要請（エネルギー供給確保）との間の「股裂き状態」という隘路はともかくも解消された。その意味では、2つの要請のバランスの上に全体の中東政策を構想するという従来の日本外交の姿勢は維持された。危機は転機をもたらしたはしたが、基本的な政策路線が転換されたわけではなかったとみるべきであろう。危機を契機として日本外交が劇的に後者に軸足を移し、親アラブに傾斜していったという見方は当たらない。日本にとって米国が唯一の同盟相手であり、同時に最大の市場でもあるという事実は微動だにしておらず、したがって2つの要請の均衡点には大きな変化が起きようはずもなかったからである。

6 政経可分論の虚実

それでは石油危機は、何をもって日本外交の転機とみなされるべきであろうか。それはまず、「不意を衝かれた」ことに由来して右往左往させられた苦い教訓から導出される。なぜ不意打ちを食らったかと言えば、事前の予兆を察知するなど情報に欠けていたからで、なぜ情報に欠けていたかと言えば、現地に十分な情報源をもたなかったからである。そして、なぜ情報源をもたなかったかと言えば、その必要を感じなかったからである。石油危機当時、日本外務省はイスラエル、トルコ、シリア、レバノン、エジプト、チュニジア、モロッコ、アルジェリアなど東地中海・北アフリカ地域には相対的に手厚く大使館を開設していたが、湾岸になるとイラン、イラクのほかには駐サウジアラビア大使が4ヵ国兼任、駐クウェート大使が2ヵ国兼任の移動大使で、情報収集という点では2つの地域で相当に開きがあった²³。しかも、重点的に配置されていたはずの地中海東・南岸地域の公館においてさえ、危機直前の

1973年夏に東京に召集された中東大使会議が第4次中東戦争の予兆をほとんど掴んでいなかった事実が、その情報能力の程度を物語っている。戦争が勃発し、危機が出来た段階で、石油に関して日本のメディアが頼った情報はほとんどすべてメジャーズ経由のものか、あるいは石油連盟（原油輸入・精製、石油製品の全国的な販売を行なう日本の企業団体）を通じた国内各石油会社のものであった。しかも、在外公館にせよメディアの現地支局にせよ、戦況報道すなわち戦争の展開や戦局と石油戦略の動向とが切り離されていて、相互の脈絡がはっきりと把握されているとは到底言えない状態であった⁽²⁴⁾。

ここにみられたのは、要するに便宜上「中東（あるいは中近東）」と一括りにしていても、中東戦争の舞台である地中海東・南岸地域とアラビア半島・湾岸地域との間が認識上も情報上も切断されているという状況にほかならない。それはそのまま、地中海方面の情勢には政治的傍観者として、湾岸地域にはメジャーズを介した経済的実利の享受者としての当時の日本外交の徹底的に受身の在り方が投影されていたと考えることもできよう。いずれにしても、現地に独自の情報源を開設・拡充する必要は喫緊とみなされていなかったのである。

そもそもパレスチナ問題は、歴史的に欧州列強の帝国主義的膨張や植民地支配の経緯から発生したものであり、中東戦争の発端となったイスラエルの建国は日本がなお連合国の占領支配下にあった1948年のことである。日本はまったく「手を汚していない」傍観者にすぎない。旧列強に比べれば、日本は国連等においても同盟国米国の不興を買うリスクを冒しながら「より中立的」な姿勢を示してきた。にもかかわらず、石油戦略の発動において、問題を創り出したおおもとである英仏などの欧州旧列強は「友好」類型に入れられ、善意の第三者を自認していた日本は非友好国と名指しされて路線転換を求められたのである。日本は官民ともに混乱した。この時点で英仏がアラブ側に相当量の武器や兵站を売却しており、また日本と並んで非友好のレッテルを貼られたドイツは、第2次世界大戦の経緯からイスラエルへの批判が難しい立場にあるといった諸事情についてすら、日本人の多くは思い至らなかったほどナイーブであったということなのだろう⁽²⁵⁾。

7 政経不可分論への転機

いずれにせよ、石油危機を境として、中東紛争・パレスチナ問題という地中海方面のアジェンダと、アラビア半島・ペルシャ湾岸の産油地域とを切り離して考えるという素朴な政経不可分論は霧消した。これに替わって、中東においては政治的軋轢が石油を媒介として経済的変動に直結しかねないという政経不可分論が前景化することになった。石油危機がもたらした経済成長率の低下、狂乱物価、国際収支赤字というトリレンマを日本経済が克服し、消費者物価で実質化した円ベースの石油輸入価格が石油危機以前の水準に戻った1980年代後半になっても、日本の中東外交はこの政経不可分の前提で構想され続けたと言ってよい。ただしそこでは、政経不可分であるがゆえに、中東における日本の経済的権益は、現地で錯綜した政治的利害に巻き込まれないよう、面倒な問題への関与を慎重に回避することによってのみ守ることができると考えられた⁽²⁶⁾。官・学・財各界における中東への関心は、危機以前と比べると飛躍的に高まったが、少なくとも政策立案者のレベルにおいては、中東に関する知見

の蓄積は日本が主体的にこの地域の政治的懸案に関与していくための文化的資本とみなされるのではなく、複雑で面倒な政治状況に巻き込まれないように立ち回るためのより即物的な情報であり材料にほかならなかったのである。いわば、政経不可分のメカニズムを見据えつつ、可能な限り政治的に機微な事象を迂回もしくは素通りして、経済的な実利を追求する方向が模索されることとなった。それは、中東において「経済的な存在感を発揮しつつ、政治的には可能な限り存在感を希薄化させる」(Economically High-profile, Politically Low-profile) ことにほかならない。積極的な情報収集と警戒を組み合わせた一種の政経分離主義が規範的な政策指針となっていったことを意味する。そしてそのような主体的に政経を分離するために政策操作が必要であるとの認識が自明の前提となった事実それ自体が、危機以前の極楽蜻蛉的な政経可分論からの決定的な訣別を物語るのである⁽²⁷⁾。

終わりに——積極外交への転換を準備した政経分離主義

少なくとも石油危機後の10年間、すなわち1980年代半ばまでは、こうした日本の中東政策の変貌は時代の要請に適うものであり、一定の成果を挙げた。世界経済の流れを巨視的にみれば、石油危機以降中東産油諸国に滞留した巨額の石油収入(Oil MoneyあるいはPetro-Dollar)の還流が最大の課題であった。日本や欧米が支払う石油代金で格段の購買力を獲得した中東諸国は、主として開発と軍拡という2つの方向にこれを拠出した。その際、欧米はこのいずれの領域にも参入できるのに対し、日本は憲法9条や武器輸出三原則など固有の制約によって武器・兵站供給など軍事領域には当然関与できない。このため、純然たる開発案件についても、何らかのかたちで軍拡問題と絡ませてくる欧米企業との間の競争ではどうしても比較劣位を余儀なくされることになる。他方でこの時期に急速に省エネルギー関連技術を進展させた日本企業製の車や家電などの耐久消費財は、中東の開発・軍拡を通じて欧米に還流してくる石油収入によって欧米市場で買い支えられることになる。極論すれば、1970年代半ばから1980年代半ばまでにはこのような石油収入循環の三極構造が成立していたのではなかったか⁽²⁸⁾。そうだとすれば、中東市場において積極的な政経分離主義をとって政治的存在感を希薄化させようとしていた日本の中東政策は、それなりに時宜に適ったものであったと言えよう。

同時に、石油戦略の発動が奏功したことによるアラブ世界の高揚は、いわゆる「アラブはひとつ」というスローガンとなって地中海とアラビア半島との区分を相対化させていた。前線国家であるエジプト、シリア、レバノン、ヨルダンがイスラエルとの戦闘に身を挺し、イスラエルを後背から支える欧米を前線国家の後方に控えるサウジアラビア、リビア、イラクなどが石油戦略によって掣肘するという「大戦略」がまことしやかに流布していた。現実にはこの時期、湾岸産油諸国にはヨルダン川西岸やガザから、あるいは近隣諸国の難民キャンプから、多数のパレスチナ人が出稼ぎ労働で流入してきていた。他の出稼ぎ労働者と比較して、相対的に高い教育を受けていた彼らは、多くが中間管理者や技術職、専門職に就いていて、彼らの動向如何で湾岸のアラブ産油諸国は機能不全に陥りかねないという実態があった⁽²⁹⁾。ここでも、政経不可分・地域連動の構造が実質的に存在しており、バックラッシュを避ける

ために政治的に機微な問題を意図的に遠ざけるといふ政経分離主義はその限りで合理性をもっていたと考えられる。

1980年代後半以降、ここに指摘した石油収入還流の国際的な三極構造が崩れ、また1990年代冒頭の湾岸危機・戦争によって出稼ぎ労働を介した地域連動の構造が遮断されるに伴い、日本の中東外交における政経分離主義（Economically High-profile, Politically Low-profile）は、積極的関与主義（Politically High-profile）へと大きく変貌していくことになる⁽³⁰⁾。石油危機によってもたらされた中東情勢に対する政経可分から政経不可分への認識上の転機は、かくして1990年代の日本外交の転換を着実に準備する役割を果たしたとみることができよう。

- (1) E. Hobsbawm, *Age of Extremes: The Short Twentieth Century, 1914–1991*, Michael Joseph, U.K., 1994, p. 403.
- (2) 周知のように、石油危機は第4次中東戦争を契機とした1973年10月の第1次と、1979年のイラン革命時の需給逼迫による第2次とがある。本稿では、特に断わりがない限り石油危機は第1次のそれを指す。
- (3) W. J. Levy, “World Oil Cooperation or International Chaos,” *Foreign Affairs*, No. 52 (1973–74), pp. 690–713.
- (4) R. J. Lieber, *The Oil Decade: Conflict and Cooperation in the West*, Praeger, U.S.A., 1986, p. 1.
- (5) 1967年スーダンの首都ハルツームで開催されたアラブ首脳会議で同陣営の公式方針として採択されたスローガンであり、エジプトが政策転換を行なう1977年まで維持された。
- (6) 例えば*Oil & Gas Journal*, 1973年3月19日号のクウェート国王「決定的瞬間が勃発した時は有効な兵器として石油を使用する」、*Middle East Economic Review*, 1973年3月16日号、サウジ石油相「主要消費国が対決姿勢をとれば、産油国が原油増産せねばならぬという義務はなくなる」などの発言。
- (7) *Oil & Gas Journal*, 1973年4月2日号。
- (8) 1973年2月21日、トリポリ発ベンガジ経由カイロ行きのリビアン・アラブ航空114便が、シナイ半島上空でイスラエル領空を侵犯したとしてイスラエル空軍機に銃撃を受け墜落、乗員乗客108名が死亡した。
- (9) 引用は『日本のエネルギー問題』（昭和48年9月25日、通商産業省）、「はじめに——エネルギー問題についての国民的合意を目指して」第6節より。
- (10) 例えば、当時資源エネルギー庁長官であった山形榮治は日本政府が「はっきりいって茫然自失に陥り、成すべを知らずの体とってよかった。まさにパニック状態だったのである」と述懐している。電気新聞編『証言第一次石油危機——危機は再来するか？』、日本電気協会新聞部、1991年、95ページ。
- (11) 例えば、中曽根康弘『海図のない航海——石油危機と通産省』、日本経済新聞社、昭和50年、54ページ。
- (12) 欧州共同体（EC）は11月6日、9カ国外相会議で「国連安保理決議242の適用により、中東に公正かつ永続的な平和回復のための交渉が開かれることを希望する」と声明、15日にはさらに踏み込んでアラブ側を支持する決議を採択している。
- (13) 談話は、閣議決定を受けたもので11月6日の二階堂進官房長官の発言からさらにアラブ寄りに踏み込んだものとなった。すなわち、日本はアラブ産油諸国の求めに応じ、公式に中東政策を転換したことになる。
- (14) ダニエル・ヤーギン（日高義樹・持田直武訳）『石油の世紀——支配者たちの興亡（上）』、日本放送出版協会、1991年。
- (15) 前掲『証言第一次石油危機』、392–393ページ。
- (16) 西側陣営の混乱は、その盟主たるべき米国のニクソン政権がウォーターゲート事件で動きを制約

- されており、十分な指導力を発揮できる状況になかったためでもあったが。
- (17) 当時セブン・シスターズと呼ばれた主要メジャーズは、スタンダードオイルニュージャージー（後のエッソ）、スタンダードオイルカリフォルニア（後のシェブロン）、スタンダードオイルニューヨーク（後のモービル）、ガルフオイル（後のシェブロン）、テキサコ（後のシェブロン）の米系企業のほか、ロイヤル・ダッチ・シェル、アングロペルシャ（後のブリティッシュペトロリアム）であった。
 - (18) 1973年11月来日時のカッシンジャー米 국무長官と田中首相・大平正芳外相らとの会談。当時の小長啓一首相補佐官（後の通産事務次官）の述懐による。「中東クライシス」『The Asahi Shimbun Globe』、Monday, March 16, 2009, No. 12.
 - (19) もっとも、吉田ドクトリンの本旨が変転する国際情勢を巧妙に活用し国際社会における日本の存在感を増すことを目指す現実主義にあったとすれば、危機以降示された日本の「独自外交」も必ずしもこれにもとるものとは言えぬであろう。
 - (20) 例えば、竹内宏『昭和経済史』、筑摩書房、1988年、214ページ。
 - (21) R. Licklider, "Arab oil and Japanese foreign policy," *Middle East Review*, Fall 1985, pp. 23-29.
 - (22) 例えば朝鮮半島有事、中台有事、北方有事といった安全保障上の脅威がそれに当たる。
 - (23) もとより、アラビア半島小国の多くは1971年の英国のスエズ以東からの撤退という状況のなかでその保護国から独立を果たしたという経緯があり、公館開設の時期はそのような背景による。したがって、これら新たに独立した国々については情報収集の点で困難があったのはやむをえない。
 - (24) この辺りの事情は、主として前掲『証言第一次石油危機』所収の「座談会 記者の目で見た第一次石油危機」、365-405ページによる。
 - (25) パレスチナ問題をめぐる日本の認識および政策の変遷については、池田明史「日本とパレスチナ問題——歴史的回顧と若干の観察」『国際問題』第512号（2002年11月）、43-57ページを参照されたい。
 - (26) イスラエルと交易する企業をアラブ市場から締め出すための枠組み「アラブ・ボイコット」などがその好例である。アラブ・ボイコットには、アラブ連盟加盟国とイスラエルとの直接貿易を禁止する第1次ボイコットと、イスラエルと取引する企業を制裁しようとする第2次および第3次のボイコットがあるが、日本企業はこの対象となることを危惧してイスラエルとの交易を自己規制した。
 - (27) この間の議論は前掲、池田「日本とパレスチナ問題」およびAkifumi Ikeda, "Japan's Relations with Israel," Sugihara & Allan (eds.), *Japan and the Contemporary Middle East*, Routledge, 1993, pp. 155-169を参照のこと。
 - (28) Kaoru Sugihara, "Japan, the Middle East and the world economy," Sugihara & Allan (eds.), op. cit., pp. 1-13.
 - (29) 池田明史「地域は連動しているか」『中東協力センターニュース』1997年5月号、15-19ページ。
 - (30) Akifumi Ikeda, "Seeking a say, for her pay," *Middle East Dialogue*, 3 November 1994.